

第4章 基本方針

本計画では、循環型社会の形成に向けて、更なる成果を上げるため、「循環経済（サーキュラーエコノミー）¹への移行」を推進し、持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用の取組を促進するため、次の4つの基本方針を定めます。

（Ⅰ）4Rの推進

ごみの減量のため、ごみの排出を抑制し（リフューズ、リデュース）、ごみにならないよう、再使用し（リユース）、ごみになったものは再生利用（リサイクル）をできる限り行い、最終的な廃棄物を最小限にする、4Rの推進に努めます。

（Ⅱ）適正処理の推進

ごみの収集・処理に当たっては、環境負荷やコスト等を総合的に判断しながら、本市の実情に応じた、ごみ処理システムの構築を目指します。

また、不法投棄・ポイ捨て・不適正処理の防止、海岸漂着物や災害時における災害廃棄物の適正処理に努めます。

（Ⅲ）普及啓発・環境教育の推進

ごみの減量・再生利用等について、市民や事業者の自主的な取組を促進するため、誰にもわかりやすい普及啓発や情報発信に取り組みます。

また、教育機関や地域社会の場における環境教育・環境学習の充実に努めます。

（Ⅳ）相互連携・協力の推進

各種施策の推進にあたり、市民・事業者・行政が、連携・協力しながら、それぞれの役割と責任に応じて取り組んでいく必要があります。また、国や県及び鳥取県西部圏域の自治体との連携を強める必要もあります。

循環型社会の形成に向けて、皆が相互連携・協力を図り、効率的かつ効果的に取り組めるよう努めます。

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）：資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。